

トピックス

「県民の日」記念事業

～人の力 地域の力 文化力で創造する三重の環境～
の開催について

三重県では、明治9年4月18日に三重県と度会県が統合され、現在の三重県が誕生したことから、毎年4月18日を「県民の日」と定めて、毎年、様々な記念行事を行っています。平成21年4月18日（土）には、この「県民の日」記念事業が「～人の力 地域の力 文化力で創造する三重の環境～」をテーマとして開催されました。

「県民の日」記念事業としては、「『文化力』を生かした自立・持続可能な地域づくり」をめざす取組である「^{達成}美し国おこし・三重」のオープニング宣言、県民功労者表彰式を開催するとともに、キャスターの生島ヒロシさんによる「46億歳の地球に、今、わたしたちができること」と題した環境講演をいただきました。

また、当日は、記念事業の会場となった三重県総合文化センターのほか、三重県環境学習情報センター（四日市市）や三重県民の森（菰野町）などの県内各地でも様々な県民参加イベントを開催しました。

県民参加イベントでは、県立津工業高等学校によるソーラーカーの試乗、ボランティアグループ「竹林整備隊」による竹のプランターづくり、などにより来場者の皆さんにさまざまな体験をしていただくことができました。また、森の恵みである「きのこ」の試食、県立相可高等学校「まごの店」によるエコ弁当の出張販売があったほか、県内各地で行われたイベントの中には、森林や海岸をフィールドとして自然とふれあう「たけのこ」掘りや、干潟ウォッチングなどもありました。

「県民の日」記念事業には、県内各会場あわせて約1,300人の皆さんにご参加いただきました。



“動く”ゼロ吉初登場



太陽光で走る「ソーラーミえびい」



木工教室の様子



「はたけしめじ」の料理ふるまい(試食)と販売

トピックス

伊勢湾再生に向けた海岸漂着ごみ等の実態調査について

三重県では、「伊勢湾再生行動計画¹」に基づき国、県、市やNPO等の多様な主体と連携し豊かな伊勢湾の再生を目指し、森、川、海において各種の施策に取り組んでいます。

そのひとつとして、森・川・海のクリーンアップ大作戦など漂流・漂着ごみの回収等にも取り組んでいますが、十分な状況ではありません。

海岸に漂着するごみは景観を損ねるだけでなく、生態系や漁業などの経済活動にも多大な影響を及ぼすとともに、その回収・処理は地元自治体にとっては財政的にも大きな負担となっています。

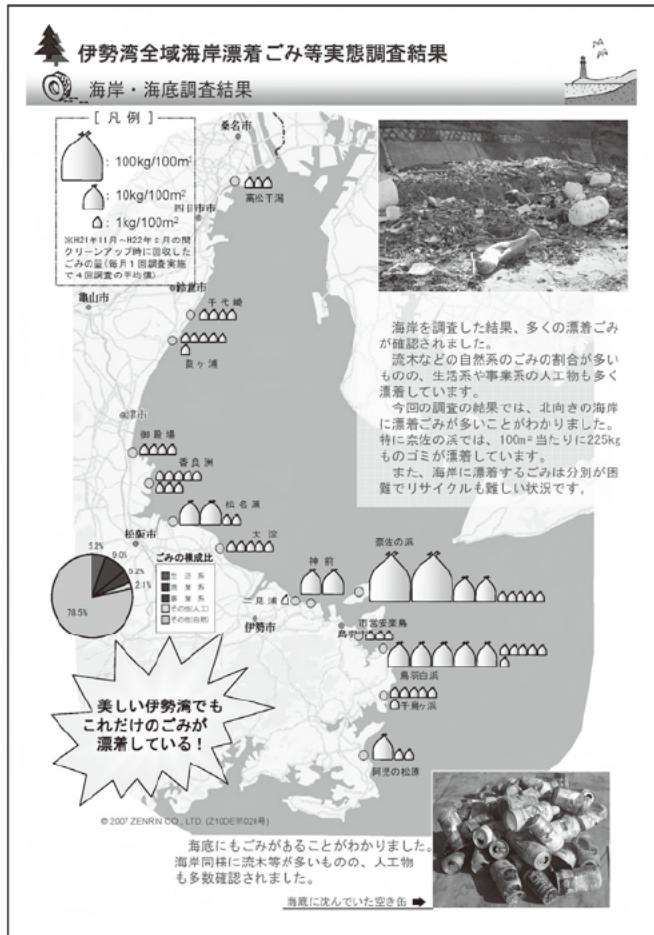
国ではこうした状況を踏まえ、平成21年7月に海岸漂着物の適正な処理を推進するため、関係者の責務や国の財政支援のあり方などを示した「海岸漂着物処理推進法²」を制定しました。

三重県内における海岸漂着ごみの適正処理の推進には、県内の海岸漂着ごみの実態を把握する必要があることから、平成21年度には伊勢湾全域における海岸漂着ごみ、河川ごみ等の実態調査（冬期分）を実施しました。

その結果、鳥羽市（答志島）をはじめとする、南勢志摩地域に多くの漂流ごみが漂着することが分かってきました。

また、漂着ごみの内容としては、ヨシ、アシ類の灌木等の自然物が78.5%を占め、ペットボトル等の人工物は21.5%でした。

今後は、平成21年度に国が創設した「地域グリーンニューディール基金³」を活用して、漂着ごみの実態調査（春、夏、秋期分）を実施し、海岸漂着物処理推進法に定める地域計画の策定を目指します。



1 関係省庁及び関係地方公共団体等で構成する「伊勢湾再生推進会議」において策定した伊勢湾再生のための行動計画

2 正式名称は、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年7月15日法律第82号）

3 地球温暖化対策等の地域環境事業を実施する地方公共団体や民間事業者等を支援するための財源として各都道府県・指定都市に補助金を交付し、既存の地域環境保全基金を積み増す。基金の有効期限は平成23年度末。

トピックス

「三重の木」の利用促進に向けた取組について

「三重の木」認証材の県内の出荷量は、平成17年度 4,290m³、平成18年度 5,137m³、平成19年度 8,416m³、平成20年度 8,740m³と順調に推移してきました。平成21年度は、金融危機以降の住宅着工率等が低迷する中、ほぼ前年並みの8,668m³を出荷し制度の定着とともに一定の評価を得てきています。

平成21年度は、「三重の木」利用推進協議会が継続して実施した、「三重の木」認証材に関するホームページの更新、住宅見学会の開催、パンフレット等の作成、新聞・雑誌広告の掲載等の普及・啓発活動などに対して支援を行いました。

また、「三重の木」認証材の一層の利用促進を図るために、各地域における「三重の木」認証事業者を中心とした研修会、住宅相談会など、「三重の木」認証材の利用拡大の取組や複数の認証事業者が協働して行う、「三重の木」認証材に関するPR活動について支援を行いました。

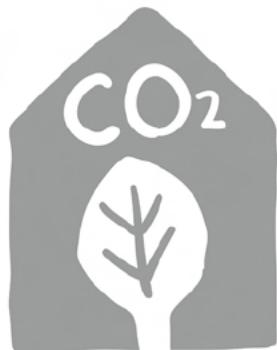
県内金融機関に、一定量の「三重の木」認証材の使用による住宅ローンの金利低減の実施を働きかけ23金融機関の協力をいただきました。各金融機関、三重県、「三重の木」利用推進協議会が「三重の木」利用促進宣言書に調印し、より多くのご利用をいただくよう広報に努めています。

平成19年度に三重県と関東圏木造住宅ビルダーとの間で締結した、「「三重の木」の利用の促進に関する協定」に基づき、関東方面への「三重の木」の販売の拡大に取り組むとともに、企業活動の中で「三重の木」認証材の使用が拡大するよう働きかけを行っていきます。

また、環境保全、地球温暖化の防止、地元林業の振興などを目的として「三重県木材CO₂固定量認証制度」を創設しました。この制度は、三重県産材を使用した住宅の建築、店舗・事業所の内外装や備品の整備及び木材製品を購入した場合、そのCO₂固定量を認証するものです。認証制度は「企業・団体認証」と「個人認証」に分けて行い、「企業・団体認証」は平成22年3月1日から、「個人認証」は平成22年4月1日から申請の受付を行っています。



「三重の木」利用促進宣言書調印式



「三重県木材CO₂ 固定量認証マーク」

総 説

トピックス

「森林文化」「木の文化」の振興に向けた取組の推進について

多くの県民のみなさんが、その暮らしの中において森林や木とのかかわりの大切さを認識し、「森林づくり」や「木づかい」といった多様で豊かな森林や木とのかかわりを一人ひとりの生涯を通じて持っていたいだけるよう、県では、「森林文化」及び「木の文化」の振興に向けた取組として、広く県民のみなさんを対象に、森林や木とふれあい、その文化にふれていただけけるような機会づくりを進めています。

平成21年度は、20年度に引き続き、フォトコンテスト、木工作品コンテスト、地域での木工教室等を開催するとともに、その入賞作品を県内の県立施設等において展示することで、広く県民のみなさんの森林や木とのふれあいを促進しながら、森林や木と人とのかかわりも感じていただけるように、その機会づくりを行いました。

また、Mieこどもエコフェアなど各種イベントへの出展や、木づかい達人による木づかい教室など、木づかいの技の実演会を開催し、森林や木とかかわりを持ちながら、生活されている方々の営みにもふれ、森林や木の文化を感じていただける機会づくりにも取り組んでいます。



【フォトコンテスト2009】
森林とのふれあい部門
最優秀作品

【木工教室&木工作品コンテスト】



木工教室&木工作品コンテスト入賞作品

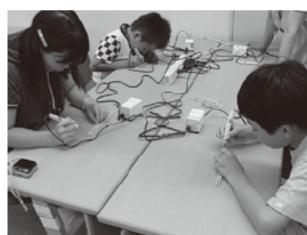
【Mieこどもエコフェア】



【木づかい達人】



尾鷲ひのきのマイ箸づくり教室



チェンソーアート実演会



